

みやぎの食べきりモデル店舗認定事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県循環型社会形成推進計画に基づき、食品廃棄物等の減量化を推進するため、食品ロス削減活動を実施する飲食店、宿泊施設等に対して宮城県（以下「県」という。）がみやぎの食べきりモデル店舗（以下「モデル店」という。）として認定を行うこととし、その実施に関して必要な事項を定めるものである。

(対象事業者)

第2 モデル店の認定対象は、宮城県内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

(認定の要件)

第3 県は次のいずれか1つ以上の要件を満たした店舗をモデル店として認定するものとする。

- (1) ハーフサイズや小盛り等の食べ残しが出ない工夫をしたメニューを設定していること。
- (2) 食べ残しが減るような意識啓発のポスターの掲示やお客様への呼びかけを行っていること。
- (3) お客様の年齢等に応じたメニューを提供していること。
- (4) その他、食べ残しが減るような独自のサービスを行っていること。

(取組内容)

第4 モデル店は次の内容に関する取組を行わなければならない。

- (1) 第3(1)から(4)のいずれかを実施し、食品廃棄物の削減に努めること。
- (2) 県から提供された啓発資材を利用し、顧客に対する食品ロス削減の啓発に努めること。

(申請等)

第5 モデル店の認定を受けようとする事業者は、申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、県環境生活部循環型社会推進課へ申請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市町村は推薦書（様式第2号）に必要事項を記載の上、県環境生活部循環型社会推進課へ事業者を推薦することができるものとする。

(認定)

第6 県は、第5第1項申請書又は同第2項の推薦書の内容を審査し、第2及び第3を要件等が備わっていると認められるときは、申請または推薦のあった事業者をモデル店として認定する。

(県による支援)

第7 県は、モデル店に対して次の支援を行うものとする。

- (1) モデル店の情報の県のホームページへの掲載。
- (2) 食品ロスの削減を啓発するコースター等の啓発資材のモデル店への提供。
- (3) 料理の食べきりを啓発するポスターの配布。
- (4) みやぎ県民食べきりの日（10月30日）を設定し、3R推進月間と併せた新聞広告欄でのPRの実施。

(5) その他、食品ロス削減活動に必要な支援を行う。

(認定の取消)

第8 県は、モデル店が次のいずれかに該当するときは、認定を取消することができるものとする。

(1) モデル店が本事業にふさわしくない活動を実施したと認められるとき。

(2) モデル店から認定取下げの申出があったとき。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、みやぎの食べきりモデル店舗事業の実施に関し必要な事項は、県環境生活部循環型社会推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から施行する。

この要領は、令和3年8月11日から施行する。